



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年4月28日（金） 第10095号

目次

	ページ
告 示	
○県税の収納事務の委託（税務課）	2
○解除保安林（森林保全課）	2
○土砂災害警戒区域等の指定（砂防課）	3
訓 令	
○群馬県庁議規程の一部を改正する訓令（秘書課）	4
公 告	
○土地改良区役員の退任の届出（農村整備課）	5
○土地改良区の定款変更認可（同）	5
○都市計画用途地域の変更に係る縦覧（都市計画課）	5
○都市計画地区計画の変更に係る縦覧（同）	5
○同	6
○同	6
選挙管理委員会告示	
○政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体	6
○政治団体の名称等	7
○政治団体の異動事項	8
○政治団体の解散届出	9
○資金管理団体の名称等	10
○資金管理団体の異動事項	10
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	11
労働委員会告示	
○あっせん員候補者	12
入札公告	
○一般競争入札の実施（自然史博物館）	13
○同（群馬産業技術センター）	15
正 誤	
○令和5年3月31日群馬県条例第34号（税務課）	18
○令和5年3月22日群馬県教育委員会規則第2号（教育委員会総務課）	19

■ 告 示

◎群馬県告示第140号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により、次のとおり県税の収納の事務を委託した。

令和5年4月28日

群馬県知事 山本 一 太

委託を受けた者の所在地及び名称	委託した事務の内容	委託期間
東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号 地銀ネットワークサービス株式会社	収納した県税及びその県税に係る収納情報の取りまとめ	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
群馬県前橋市元総社町194番地 株式会社群馬銀行	県税の収納事務の調整	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
東京都港区港南一丁目8番27号 株式会社しんきん情報サービス	直営店及び加盟店における県税の収納事務	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
北海道札幌市中央区南9条西五丁目421番地 株式会社セイコーマート	直営店及び加盟店における県税の収納事務	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
東京都千代田区二番町8番地8 株式会社セブンイレブン・ジャパン	直営店及び加盟店における県税の収納事務	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
東京都港区芝浦三丁目一番二十一号 株式会社ファミリーマート	直営店及び加盟店における県税の収納事務	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1 株式会社ポプラ	直営店及び加盟店における県税の収納事務	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 ミニストップ株式会社	直営店及び加盟店における県税の収納事務	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
東京都千代田区岩本町三丁目10番1号 山崎製パン株式会社	直営店及び加盟店における県税の収納事務	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
東京都品川区西品川一丁目1番1号 住友不動産大崎ガーデンタワー22階 LINE Pay株式会社	直営店及び加盟店における県税の収納事務	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
東京都品川区大崎一丁目11番2号 株式会社ローソン	直営店及び加盟店における県税の収納事務	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

◎群馬県告示第141号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和5年4月28日

群馬県知事 山本 一 太

- 解除に係る保安林の所在場所 渋川市赤城町栄字十二通上627、634の1、642の1、866の1、866の4、888、891、892の4、892の5

- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

◎群馬県告示第142号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の表に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和5年4月28日

群馬県知事 山本 一 太

土砂災害警戒区域				土砂災害特別警戒区域				
区域の名称	所在地	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	所在地	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
鍛冶屋村 3-1	安中市松井田町土塩	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	なし	なし	なし	なし	なし
鍛冶屋村 3-2	安中市松井田町土塩	同上	急傾斜地の崩壊	鍛冶屋村 3-2	安中市松井田町土塩	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別紙のとおり
鍛冶屋村 3-3	安中市松井田町土塩	同上	急傾斜地の崩壊	鍛冶屋村 3-3	安中市松井田町土塩	同上	急傾斜地の崩壊	同上

「別図」及び「別紙」は、省略し、群馬県安中土木事務所及び安中市役所に備え置いて縦覧に供する。

訓令

群馬県訓令甲第七号

群馬県
地域機関
専門機関

群馬県庁議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年四月二十八日

群馬県知事 山本 一太

群馬県庁議規程の一部を改正する訓令

群馬県庁議規程(平成四年群馬県訓令甲第六号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「健康福祉部副部長(感染症危機管理担当)」を「健康福祉部副部長」に改め、「農政部副部長」の下に「産業経済部副部長」を加え、「東京事務所長」を削り、「及び財政課長」を「財政課長及び東京事務所長」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の退任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年4月28日

群馬県知事 山 本 一 太

土地改良区名	理 事 監 事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
阿左美沼	監 事	退 任	関口智子	桐生市黒保根町上田沢943番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により明治用水土地改良区の定款の変更を令和5年4月21日に認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和5年4月28日

群馬県知事 山 本 一 太

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、沼田都市計画用途地域の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年4月28日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 沼田都市計画用途地域
高橋場町地区、柳町環状線沿道西地区及び柳町環状線沿道東地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和5年4月1日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び沼田市都市建設部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、沼田都市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年4月28日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 沼田都市計画地区計画 高橋場町地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和5年4月1日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び沼田市都市建設部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、沼田都市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年4月28日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 沼田都市計画地区計画 柳町環状線沿道西地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和5年4月1日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び沼田市都市建設部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、沼田都市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年4月28日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 沼田都市計画地区計画 柳町環状線沿道東地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和5年4月1日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び沼田市都市建設部都市計画課

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第111号

次の団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、令和5年4月1日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき、公表する。

令和5年4月28日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下 智 満

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
安心して暮らせる前橋を松本さとしとつくる会	松本悟史	松本正博	前橋市朝日町4-21-18
大泉の明るい未来を創る会	安澤美佳	安澤美佳	邑楽郡大泉町東小泉1-18-20
政心会	小暮笑鯉子	桑原陽子	伊勢崎市三室町乙4558
貧困を無くそう党	正田静子	長岡勇道	伊勢崎市蕪塚町1297-4
宮沢のぶひこ後援会	宮沢展彦	宮沢展彦	富岡市黒川628-2

MINNAしあわせ党	正田静子	千吉良勝美	伊勢崎市連取町2341-4
------------	------	-------	---------------

◎群馬県選挙管理委員会告示第112号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和5年4月28日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
	届出年月日		
あさぬま幸太後援会	浅沼幸太	浅沼麻衣	高崎市棟高町356-3
	令和5年3月15日		
飯塚久夫後援会	飯塚久夫	飯塚綾子	北群馬郡榛東村新井2159-9
	令和5年3月3日		
大沢清を励ます会	斉藤晃	大沢利雄	北群馬郡吉岡町南下52
	令和5年3月6日		
木内しゅういち後援会	阿部喜一郎	阿部重幸	沼田市中発知町1248-1
	令和5年3月30日		
黒岩智未後援会	黒岩智未	黒岩美穂	吾妻郡嬭恋村大笹2271
	令和5年3月10日		
ごとう弘一後援会	後藤弘一	朝比奈敏	渋川市中郷439-18
	令和5年3月3日		
ときめく未来をつくる会	山本裕子	山本裕子	邑楽郡邑楽町中野3086-3
	令和5年3月23日		
富岡栄一後援会	野村吾一	野村吉弥	北群馬郡吉岡町南下735-3
	令和5年3月22日		
とみざわすぐる後援会	富澤俊	富澤俊	太田市新田上中町301
	令和5年3月27日		
のびのび子育てまち育ての会	金田健太郎	金田健太郎	富岡市黒川1063-5
	令和5年3月30日		

南ちはる後援会	南千晴	南みつ江	北群馬郡榛東村広馬場2516
	令和5年3月8日		
みわこFanClub	藤井美和子	清水敏信	沼田市利根町平川1385-1
	令和5年3月10日		
茂木弘伸後援会	高橋安久	松口正史	渋川市石原2382
	令和5年3月7日		

◎群馬県選挙管理委員会告示第113号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により届出のあった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和5年4月28日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

1 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党群馬県安中市第三支部	会計責任者の氏名	中島肇	田嶋泰孝	令和5年1月1日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
青柳たかし後援会	代表者の氏名	青柳正一	青柳秀政	令和5年2月1日
	会計責任者の氏名	青柳隆	小高幸子	令和5年2月1日
新井達夫後援会	代表者の氏名	長谷川武一	大塚慶治	令和4年5月1日
	会計責任者の氏名	松島正治	尾池一伸	令和4年5月1日
かどくら邦良連合後援会	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	令和4年3月31日
	公職の種類（第一号）	該当なし	衆議院議員	令和4年3月31日
	公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号）	該当なし	角倉邦良、衆議院議員	令和4年3月31日
群馬県LPガス政治連盟	会計責任者の	田谷昌也	中山勝	令和5年

	氏名			3月15日
群馬県環境保全政治連盟	代表者の氏名	芝崎勝治	林整	令和4年 6月14日
幸福実現党高崎後援会	会計責任者の氏名	高木義彰	森川貢次	令和5年 2月1日
こしづか有吾後援会	政治団体の名称	こしづか有吾後援会	腰塚有吾後援会	令和5年 3月1日
小林かずゆき後援会	代表者の氏名	小林一幸	宮下史郎	令和5年 3月19日
	会計責任者の氏名	小林一幸	山田順一	令和5年 3月19日
すとうかずおみを応援する会	会計責任者の氏名	石川正一	大隅允雄	令和5年 3月20日
政治団体政信会	会計責任者の氏名	樋口朝子	小林明子	令和4年 9月25日
藺田繁後援会	会計責任者の氏名	藺田明子	藺田悦彦	令和4年 10月1日
館林市邑楽郡医師連盟	代表者の氏名	松本恵理子	真中千明	令和4年 5月26日
土屋圭吾後援会	代表者の氏名	土屋圭吾	美才治康人	令和5年 3月6日
丸直会	会計責任者の氏名	川端博	金井貫	令和5年 3月19日
未来の沼田市を創る会	代表者の氏名	今井次雄	本間雄三	令和5年 3月30日
よこやま勝彦後援会	会計責任者の氏名	森田光夫	竹越正義	令和5年 3月1日

備考 従来、群馬県選挙管理委員会に届出がされていた政治結社大日本護楯会は、総務大臣に届出すべき政治団体となったものである。

◎群馬県選挙管理委員会告示第114号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和5年4月28日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党群馬県プレハブ住宅振興支部	山田昇	令和4年12月31日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
小口まり子を育てる会	小口まり子	令和5年3月28日
頑張れ日本全国行動委員会群馬県支部	寺林祥雅	令和5年3月30日
鬼頭春二後援会	鬼頭春二	令和4年10月3日
佐藤幸雄後援会	佐藤幸雄	令和4年12月31日
永井としひろ後援会	永井寛之	令和5年3月20日
根津光儀後援会	本間泉	令和4年12月31日
福田幸一と安中の明日を語ろう市民の会	福田幸一	令和5年2月26日
みやた和夫と歩む会	宮田和夫	令和5年3月21日
柳沢あつしを育てる会	佐々木林太郎	令和4年12月31日
山崎雄平後援会	鴻田健一	令和4年12月31日
山田庄一後援会	小林泰義	令和4年7月17日

◎群馬県選挙管理委員会告示第115号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和5年4月28日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
山本裕子	邑楽町議会議員	ときめく未来をつくる会	邑楽郡邑楽町中野308 6-3	令和5年 3月23日

◎群馬県選挙管理委員会告示第116号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条第3項の規定により届出のあった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

令和5年4月28日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

法第19条第3項第3号による届出

資金管理団体	資金管理団体	異動事項	新	旧	異動年月日
--------	--------	------	---	---	-------

の届出をした者の氏名	の名称				
角倉邦良	かどくら邦良 連合後援会	公職の種類	衆議院議員	衆議院議員、群馬県議 会議員	令和3年 10月6日
			高崎市議会議員	衆議院議員	令和4年 3月31日
菌田繁	菌田繁後援会	公職の種類	明和町長	群馬県議会議員	令和5年 3月1日
星野稔	沼田政経会	公職の種類	沼田市長	沼田市長、沼田市議 議会議員	令和4年 1月31日

◎群馬県選挙管理委員会告示第117号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、それぞれ次のとおりである。

令和5年4月28日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

- 1 群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数 32,049
- 2 群馬県における選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 300,305
- 3 群馬県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数
北群馬郡	10,048
甘楽郡	6,128
吾妻郡	14,889
利根郡	9,052
佐波郡	10,003
邑楽郡	26,852
前橋市	92,402
高崎市	102,911
桐生市	30,253
伊勢崎市	56,011

太田市	59,051
沼田市	12,972
館林市	20,607
渋川市	21,259
藤岡市・多野郡	18,793
富岡市	13,152
安中市	15,955
みどり市	13,813

■ 労働委員会告示

◎群馬県労働委員会告示第2号

労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により公示する。

令和5年4月28日

群馬県労働委員会会長 新井 博

氏名	現職及び略歴	委嘱年月日
新井 博	公益委員（会長） 弁護士	平成21年3月26日
小暮 俊子	公益委員（会長代理） 弁護士	平成21年3月26日
大河原真美	公益委員 高崎経済大学名誉教授	平成23年3月30日
小磯 正康	公益委員 弁護士	平成27年4月2日
斎藤 周	公益委員 群馬大学教授	令和5年4月13日
高草木 悟	労働者委員 日本労働組合総連合会群馬県連合会事務局長	平成28年4月15日
佐藤 英夫	労働者委員 日本労働組合総連合会群馬県連合会会長	令和元年11月28日
山村 康郎	労働者委員 JAM北関東群馬県連絡会会長	令和元年11月28日
石川 博之	労働者委員 UAゼンセン群馬県支部支部長	令和3年4月8日
木關 裕治	労働者委員 電機連合群馬県地方協議会事務局長	令和5年4月13日
八木 議廣	使用者委員 八木工業株式会社代表取締役社長	平成26年9月25日
岡部 洋行	使用者委員 富士精螺株式会社代表取締役社長	平成29年4月4日
五十嵐亮二	使用者委員 一般社団法人群馬県経営者協会専務理事	平成31年4月2日
菊地 良之	使用者委員 三立応用化工株式会社専務取締役	令和3年4月8日
狩野 明	使用者委員 上毛電業株式会社代表取締役社長	令和5年4月13日
高澤 延之	労働委員会事務局長	令和4年4月14日

丸山 康治	労働委員会事務局管理課長	令和5年4月13日
前川 浩三	労働委員会事務局管理課次長（総務調整・DX推進係長）	令和5年4月13日

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和5年4月28日

群馬県立自然史博物館長 藤 巻 薫

1 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 群馬県立自然史博物館情報システムサーバー・クライアント系機器賃貸借及び保守業務一式
- (2) 調達件名の特質等 詳細は入札説明書による。
- (3) 履行期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで
- (4) 履行場所 群馬県立自然史博物館
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和4・5年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
 なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和5年5月15日（月）までに、群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、入札日の前日の午後4時までに、名簿の登載を確認し、群馬県立自然史博物館にその旨連絡すること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 本件と同種の業務について実績があること。
- (7) 当該調達物品に係るアフターサービス、修理及び部品供給等を借入期間中円滑に行い得ることを証明した者であること。
- (8) 日本国内において、県が行う立会検査に応じられる者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所、書類等の提出先及び問合せ先 〒370-2345 群馬県富岡市上黒岩1674-1 群馬県立自然史博物館総務係 中島潔 電話0274-60-1200

(2) 入札説明書等の交付方法 令和5年4月28日（金）から同年5月11日（木）までの日（同月8日（月）を除く。）の午前9時から午後5時までの間（ただし、正午から午後1時までの間を除く。）、上記(1)の場所において交付する。なお、入札説明書等は、無料配布とする。

(3) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、提出された書類について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、入札参加資格確認結果は、令和5年5月23日（火）までに入札参加資格確認通知書で通知する。

ア 申請書等の提出期限 令和5年5月19日（金）午後5時まで（月曜日を除く日の午前9時から午後5時まで）

イ 申請書等の提出方法 郵送又は持参とする。なお、郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「群馬県立自然史博物館情報システムサーバー・クライアント系機器賃貸借及び保守業務資格審査書類在中」と朱書きすること。

ウ 提出部数 1部

(4) 入札及び開札の日時及び場所 令和5年6月7日（水）午後2時 群馬県富岡市上黒岩1674-1 群馬県立自然史博物館会議室（郵便による場合は、書留郵便とし、同月6日（火）午後4時までに上記(1)の場所に群馬県立自然史博物館長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「群馬県立自然史博物館システムサーバー・クライアント系機器賃貸借及び保守業務入札書在中」と朱書きすること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効 この公告に示した競争参加資格のない者のした入札、入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(4) 落札者の決定方法 当該調達物品を納入できると契約担当者が認められる資料を添付して入札書を提出した入札者であって、規則169条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) その他 詳細は、入札説明書等による。

5 Summary

(1) Official in charge of contract: FUJIMAKI Kaoru, Museum Director, Gunma Museum of Natural History

(2) Nature and quantity of the services to be required: Development, operation and maintenance services of Information System (Server and Client) for Gunma Museum of Natural History

(3) Term of contract: From October 1, 2023 to September 30, 2028

(4) Fulfillment place: Gunma Museum of Natural History

(5) Time-limit for tender: Wednesday, June 7, 2023 at 2:00 p.m. (Tenders submitted by registered mail

must be received by Tuesday, June 6, 2023 at 4:00 p.m.)

(6) Contact point for the notice: Information Policy Division, Gunma Museum of Natural History, 1674-1 Kamikuroiwa, Tomioka-shi, Gunma-ken, 370-2345, Japan, TEL 0274-60-1200 (Japanese language only)

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和5年4月28日

群馬県立群馬産業技術センター所長 細谷 肇

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量 高精度三次元測定機 一式
- (2) 調達件名の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 令和6年3月29日（金）
- (4) 納入場所 群馬県立群馬産業技術センター
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和4・5年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和5年5月12日（金）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格申請を行い、同月26日（金）午後5時までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県立群馬産業技術センターへその旨連絡すること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 当該調達物品納入後の保守体制が整備され、点検、修理、部品供給等を長期にわたり円滑に遂行し得ることを証明した者であること。
- (7) 他県の同様の施設に同種の物品を納入した実績があること。
- (8) 日本国内において、県が行う立会検査に応じられる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒379-2147 群馬県前橋市
亀里町884番地1 群馬県立群馬産業技術センター 総務係 電話027-290-3030
- (2) 入札説明書の交付方法 群馬産業技術センターホームページに掲載する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 令和5年6月9日（金）午前10時 群馬県立群馬産業技術センター第2研
修室（郵送による場合は、書留郵便とし、同月6日（火）午後5時までに上記(1)の場所に群馬県立群馬産業
技術センター所長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「高精度三次元測定機入札書在中」と朱
書きすること。）

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を令和5年5月26日（金）までに上記3(1)の場所に提出しなければならない。入札者は、入札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

イ この一般競争入札に参加を希望する者は、契約担当者から交付される仕様書に基づく物品の製作仕様書等（以下「製作仕様書等」という。）の図書を作成し、これを令和5年5月26日（金）までに上記3(1)の場所に提出しなければならない。提出された製作仕様書等の図書は、契約担当者において技術審査するものとし、入札説明書に示す仕様書に照らし、採用し得ると判断した製作仕様書等の図書を添付した入札書のみを落札決定の対象とする。また、製作仕様書等の図書を提出した者は、開札日の前日までに契約担当者に説明し、契約担当者との協議に応じる義務を負うものとし、必要な場合は提出した図書の内容の変更に応じなければならない。

なお、説明及び協議の義務を履行しない者並びに製作仕様書等の変更に応じない者の入札書は、落札決定の対象としない。

- (4) 入札の無効 この公告に示した競争参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。
- (7) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: HOSOYA Hajime, Director of Gunma Industrial Technology Center
- (2) Nature and quantity of the services to be required: High-precision coordinate measuring machine 1set
- (3) Fulfillment period: By March 29, 2024
- (4) Fulfillment place: Gunma Industrial Technology Center (884-1 Kamesato-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, Japan)

- (5) Bidding deadline: Friday, June 9, 2023 at 10:00 a.m. (Tenders submitted by registered mail must be received by June 6, 2023, 5:00 p.m.)
- (6) For further details, please contact: Gunma Industrial Technology Center, 884-1 Kamesato-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 379-2147, TEL 027-290-3030 (Japanese language Only)

■ 正 誤

○条改正誤

令和五年三月三十一日(号外第十八号)公布群馬県税条例の一部を改正する条例
附則第三条中「地方税法等の一部を改正する法律(令和五年法律第 号)」は、
令和五年三月三十一日地方税法等の一部を改正する法律の公布により「地方税法等
の一部を改正する法律(令和五年法律第一号)」となった。

○教育委員会規則正誤

令和5年3月22日群馬県教育委員会規則第2号（群馬県教育委員会事務局等職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則）

発行番号	ページ	欄	行	誤	正
号外第3号	15	下欄	21～ 22	「第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員」	「第二十一条の四第一項の規定により採用された職員」
			24～ 25	「地方公務員法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員」	「地方公務員法第二十一条の四第一項の規定により採用された職員」

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111